

新型コロナ

新たな局面で市民の不安に応える対策を 共産党市議団 市長・教育長に**緊急**申し入れ

子どもと学校／暮らしと営業／医療と健康を万全に

新型コロナウイルス感染拡大が世界的規模で広がり、深刻な影響が出ています。政府は7日に「緊急事態宣言」を発令しました。滋賀県でも9日現在33名の感染が確認されており、野洲市でも発生しました。このような新たな局面で市民の不安に応える対策が求められています。共産党野洲市議団は7日、山仲市長及び西村教育長に緊急の申し入れを行いました。**申し入れ全文は二面に掲載**



山仲市長に申し入れを行う党市議団（4月7日）

新型コロナウイルス感染は、いのかかわる重大事態です。必要なことは、①市民生活や学校・保育園などにおける感染対策を万全に行うこと。②感染拡大防止のための自粛などによる損失は国が補てんすることを基本に自粛と補償を「一体」ですすめ暮らしと営業を守ることです。

小中学校14日から休校。子供の安全へ万全な対策を講じることが必要

野洲市は、10日から学校再開の予定でしたが、感染の広がりにより、急遽4月14日から5月6日まで休校が延長されました。幼稚園も同様

7日の申し入れでは、マスクや消毒液の確保、子どもたちの健康チェックなど、感染防止対策が必要であり、市長に対して小中学校・幼稚園、学童保育所の「3密対策」を万全に行うよう求めました。

とりわけ、学童保育の過密を避けるため、教育委員会とも協

議し、学校施設の利用などの対策を」と求めました。市は検討してみたい」と回答しました。4月から高校一年生となった子供で、昨年度就学援助の対象となっていた生徒が安心できる高校生活を送れるよう、市教委が見届けることを求めました。

自粛要請で苦境の事業者・個人に直接支援を

国の自粛要請で、野洲市内でも深刻な事態が発生しています。売り上げが皆無に。もう4月は予約もない。また非正規を中心に「仕事がない」など深刻な声が寄せられています。

感染防止対策」による自粛で苦境に陥った事業者や個人の補償は国が責任持つべきです。同時に、国施策が不十分な点は、野洲市として、市民税や国保税、水道料金など公共料金の減免や猶予など、市民の暮らしを守ることを優先に、やれることは、すべてを行う立場で対策を講じること」を市長に求めました。

お困りごとにご要望を
お気軽にお寄せください

自粛と補償は一体で 消費税の5%減税を



やす民報
日本共産党野洲市委員会
2020年4月10日 No.359

市政や市議会へのご意見
ご要望をお寄せください

野並享子 北野1-7-10 (電話・FAX) 587-0985
工藤義明 小篠原879 (電話・FAX) 588-1856
東郷正明 比江864 (電話・FAX) 589-4158

ホームページをご覧ください
共産党野洲市議団 検索

市長及び教育長への要望は以下の通りです。学校・学童、市民の暮らしと営業への対策などです。また、市民への正確で機敏な情報提供を行うことも強く求めました。



1. 学校及び保育園・幼稚園の再開にむけて

10日の学校再開にむけては、都市部での感染拡大が日毎に深刻さを増しているだけに、学校現場や家庭でも歓迎の声とともにさまざまな不安の声があがっている。何よりも感染防止のための対策に万全を期すことである。

- ①学校現場において「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため必要な対策を講じること。
 - ①そのためには、教室内での少人数指導が可能となるよう、教職員の増員など条件整備が必要である。
 - ②すべての子どもたちが利用可能な手洗い場の確保、消毒液などを整備すること。
 - ③子どもたちと教職員へのマスク着用、更なる拡充(複数枚)に努めること。
- ②子どもたちの健康チェックを徹底すること。

毎朝家庭で検温すること、健康観察表に記入すること。同時に「検温できていない」子どもに対して、学校で必ず検温すること。文科省のガイドラインでは、「毎朝」となっているが、家庭では、「下校後、夜の検温」ができるように働きかけること。
- ③こまめな手洗い・消毒を徹底すること。

こまめな手洗いが感染防止に役立つことは明らかである。学校や家庭で手洗いの習慣がつくよう、手洗いの大事さ慣行を子どもの年齢に応じて教えること。
- ④教室の換気を十分に行うこと。向かい合わせにならないように、机の配置にも留意すること。
- ⑤3月4日以降一斉休校による授業の遅れについては、機械的に授業時間を増やすのではなく、各校の実態をふまえて柔軟に対応すること。
- ⑥子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠などを保障するため、子どもたちの負担が過度にならないように配慮すること。
- ⑦4月から高校一年生となった子どものうち、少なくとも昨年度就学援助の対象となっていた生徒が豊かな高校生活を送っているか、可能な限り見届けていただきたい。

2. 学童保育について

- ①学校以上に施設空間が狭く大勢の子どもたちが生活するのが学童保育だけに、通園する子どもたちの健康チェックを第一に行う必要がある。これまでから「健康観察表」でチェックしているが、日常的な手洗い、マスクの着用、検温を徹底すること。また施設内の換気を徹底すること。
- ②子ども一人1.65㎡が基準となっているが、感染拡大防止のためには、それ以上のスペースを確保すること。必要な場合は、教育委員会と連携し、学校施設の利用も可能とすること。
- ③保育内容も従来の保育計画ではなく、濃厚接触をできるだけ避ける内容に工夫すること。
- ④職員間で、日々の行動、子どもたちの様子を共有できるようにすること。

以上の点について、公設民設を問わず市の責任で徹底すること。

3. 新型コロナによる暮らし・経済的な影響について

新型コロナの影響で、休業・失業を余儀なくされ生活苦になった場合、さまざまな支援策があるが、すべて「申請主義」となっているために充分熟知していない市民が多い。

- ①市広報及び市のホームページ、自治会を通じた配布物などで、喚起すること。
- ②税・料金などの減免及び納税猶予などの措置についても、周知・徹底すること。なお、減免・納税猶予については、例えば国保の本算定通知が届く5・6月に、通知と一緒にわかりやすい文書を同封すること。
- ③セーフティネット保証第4号及び中小企業信用保険法第2条第6項にもとづき資金融資についても、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。また市独自で利子補給などの対策を講じること。仮に、税等の滞納があってもその対象とすること。
- ④いわゆる社会福祉協議会が主体となって実施している「生活福祉資金貸付制度」も、従来の対象枠を拡大して取り扱うこと。
- ⑤国民健康保険制度における「傷病手当」は条例にないが、国会でも議論され、厚生労働省が「市長の専決処分でも対応可能」「従来の枠を拡大すること」も可能との答弁をしている。市として早急に具体化を図られたい。またその周知を図ること。
- ⑥市役所窓口での証明書発行業務などについて、期間の延長や郵送でも可能とするよう市民への周知と具体化を図ること。
- ⑦国の支援策が講じられているが、その対象とならない市民への支援については、市独自の施策を考えていただきたい。特に、ひとり親家庭の場合、就業の機会が少なくなったら直接収入減となるだけに市としての独別な支援策を講じること。

4. 国・県への要望について

新型コロナ感染拡大と重篤化を防ぐためには、①検査体制の抜本的な充実、②ベッドを安心してあけておくことができる財政支援、③マスク・防護衣・ゴーグル・人工呼吸器などの資機材を迅速に供給すること、3つの対策が必要である。日本共産党国会議員団として政府にも要望しているが、下記の点については、市から国や県に働きかけていただきたい。

- ①新型コロナ感染拡大で、感染患者を受け入れる医療機関の増床、マスク・手袋などの衛生資材、人工呼吸器などの機材、感染症に対応するための人材の確保することが急務であり、そのための財政措置を講じること。
- ②自粛要請で苦境に陥っている事業者・個人に「感染防止対策」として直接の支援が必要。以下の点について、政府に強く働きかけること。
 - 第1は、働く人たちの生活と雇用を守ること。雇用保険加入者は雇用調整助成金の対象となるが、現行の3分の2を100%に引き上げること。またフリーランスや雇用保険未加入の非正規労働者に対しても一般の労働者と同等水準の所得補償を行うこと。
 - 第2は、事業者に対して、無利子融資の拡充、税や社会保険料などの減免、固定費への直接助成を行うこと。
 - 第3は、イベントなどの中止・自粛に伴う必要経費を補填すること。

5. 市民への情報提供

新型コロナウイルスに関する情報や行政の対応について、今後も正確で機敏な情報発信に努められること。市ホームページとともに、緊急情報の場合は、広報車などの活用も検討し、十分な広報を行うこと。また、市ホームページは、「特設サイト」を設置し、情報の一元化を行うこと。(甲賀市や大津市では実施)